

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	第1種貯蔵所設置の許可
概要	一定の容積以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ市長の許可を受けて設置する第1種貯蔵所において貯蔵しなければなりません。（ただし、第1種製造者が高圧ガス製造の許可を受けたところから従って高圧ガスを貯蔵するときは除きます。）
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第16条第1項 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第5条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第102条 ( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html</a> )
審査基準	申請された第1種貯蔵所の位置、構造及び設備が、高圧ガス保安法第16条第2項の技術上の基準に適合していることが必要です。  <ul style="list-style-type: none"> <li>一般高圧ガス保安規則第21条から第23条まで及び第99条</li> <li>液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html</a>)</li> <li>製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）</li> <li>高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号）</li> <li>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第3号）</li> <li>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第4号）</li> <li>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html</a>)</li> </ul>
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	第1種貯蔵所の設置許可を受けようとするとき
提出方法	第1種貯蔵所設置許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	25,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	